

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置
を求める意見書

平成27年の子ども・子育て支援新制度実施以降においても、待機児童の増加・慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。

すべての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化も含めた総合的な対策をすすめることである。

よって、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実施されるよう、以下について要望する。

- 1 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充させるために、認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
- 2 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、必要な措置を行うこと。
- 3 保育の無償化の実施にあたっては、地方自治体の負担増とならないよう、必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・内閣府特命担当（少子化対策）大臣・衆議院議長・参議院議長